

令和3年2月1日

関係業界団体 各位

福岡市長 高島 宗一郎
(財政局技術監理部技術監理課)

現場代理人及び技術者の適正配置に関する取扱いについて（通知）

貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本市の公共事業の推進にご協力いただき感謝いたします。

さて、令和2年10月1日に建設業法等が一部改正され、監理技術者の専任が緩和されたこと等を踏まえ、『現場代理人及び技術者の適正配置に関する運用』を下記のとおり改定しましたので通知いたします。

つきましては、貴団体傘下の会員の方々への周知等をよろしくお願いします。

記

1. 『現場代理人及び技術者の適正配置に関する運用』について

別紙のとおり改定する。

2. 適用年月日

令和3年2月1日より適用する。

(なお、上記以前に契約締結している工事であっても、受発注者の協議により適用可能とする。)

3. 問い合わせ先

1) 営業所の専任の技術者の工事現場への配置に関すること

財政局 財政部 契約課 TEL 711-4182・4184

2) 現場代理人の常駐緩和及び主任（監理）技術者の専任を要しない期間、その他技術者の適正な配置に関すること

財政局 技術監理部 技術監理課 TEL 711-4844